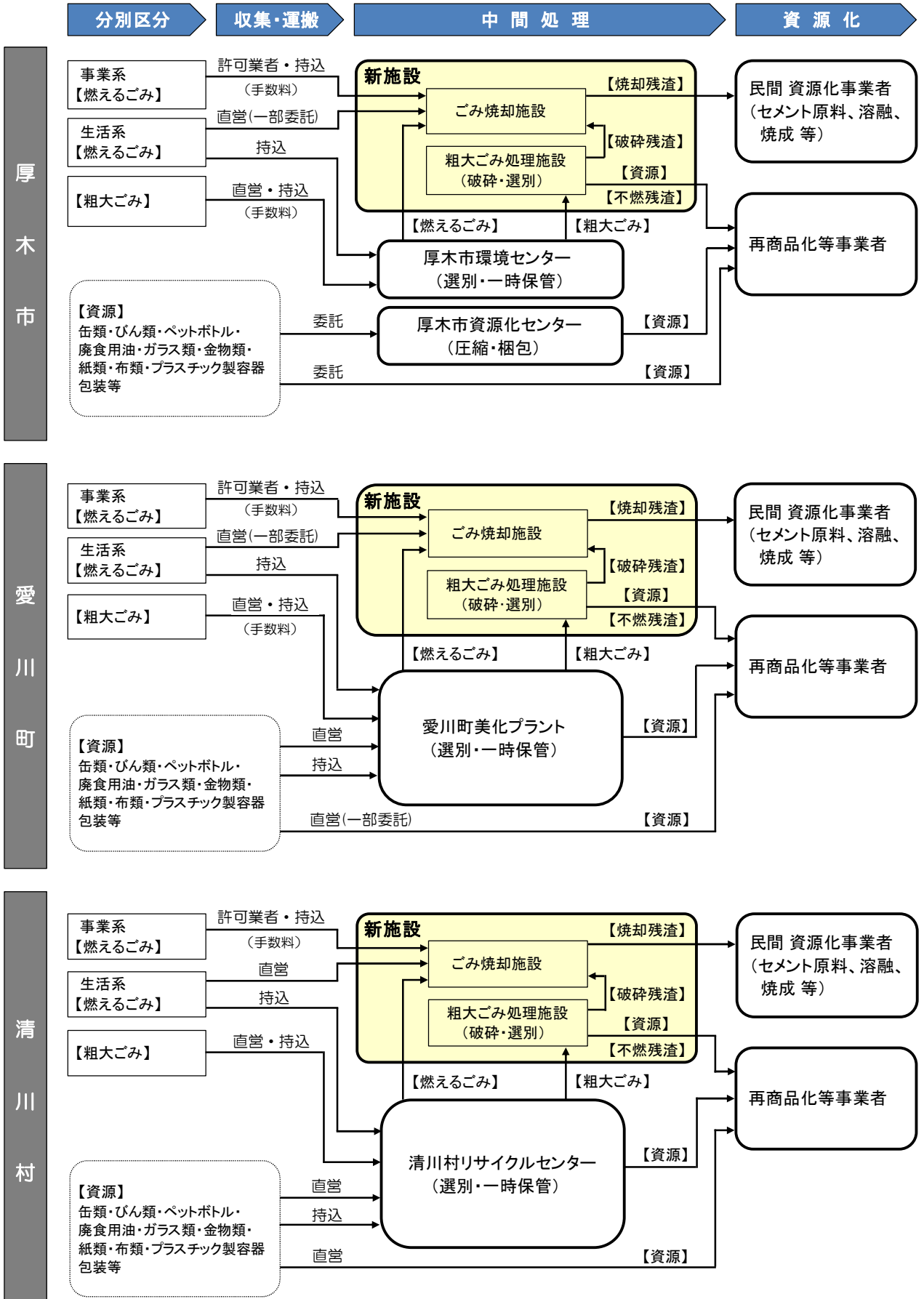


【ごみ処理フロー】



注1 「燃えるごみ」は、し尿処理施設及び資源化施設から排出される可燃残渣を含む。
 注2 「粗大ごみ」は、構成市町村がとりまとめた後、搬入。
 注3 災害廃棄物は、構成市町村の災害廃棄物処理計画に基づき処理。
 注4 民間資源化事業者が行う中間処理は、図への記載を省略。

処理対象物一覧表

区分	内容
燃 却 対 象 物 等	<p>可燃ごみ</p> <p>一辺の長さが 50 cm未満で資源にならないもの</p> <p>①生ごみ 食べ残し（未開封のもの：賞味期限まで2ヶ月以上でフードバンク事業に該当するものは除く。なお、開封済のものであっても資源化体制が整うまでの期間に限る。）、台所ごみ（家庭で調理した野菜くずや紙に染込ませた油等）、貝殻等よく水気を切ったもの</p> <p>②雑紙類 感熱紙（レシート類）、光沢紙（写真）、点字図書、防水加工された紙、汚れが染込んだ紙等の資源にならない紙</p> <p>③木片・板等 長さ 50 cm未満、厚さ 12 mm未満の木片・板等であって産業廃棄物ではないもの、せん定枝類（竹、シュロ、さつまいも、ゴーヤ等の繊維質が強く資源化できない植物であって長さ 50 cm未満のもの）</p> <p>④布製品 軍手、座布団、スリッパ、手袋、ぬいぐるみ、はんでん、端切れ・布切れ、まくら⑤革・ゴム製品 ゴム長靴、ゴムホース（50 cm未満に切ったもの）、バッグ、皮靴、ビニル製品（50 cm未満のもの）、野球グローブ、ランドセル等</p> <p>⑥プラスチック類 ポリタンク、プラ製植木鉢、ネガフィルム、ビデオテープ、光学ディスク類（CD・DVD・BD・MD・ゲームのカセット・ディスク）及びCD、DVDケース（資源化体制が整うまでの期間に限る）、資源にならないプラスチック製品等</p> <p>⑦その他 紙おむつ（資源化体制が整うまでの期間に限る）、保存用ラップ、スキーウェア、スキー靴、湿気とり、湿布、ゴルフボール・サッカーボール等、ひな人形、粘土、紙粘土、小動物のトイレごみ（砂は除く。）、発炎筒・花火類（水で湿らせたもの）、保冷剤、在宅医療ごみ（針等の感染性一般廃棄物に該当しないもの。)</p>
	<p>脱水ケーキ</p> <p>し尿処理施設から搬入される脱水ケーキ</p>
	<p>可燃性粗大残渣</p> <p>粗大ごみ処理施設で家具類、電化製品類、木製建具類、寝具・敷物類、衛生器具類、趣味・遊具類、その他の粗大ごみを破碎処理後、金属等不燃物を取り除き選別された可燃性の残渣</p>
破 碎 を 要 す る 物 等	<p>粗大ごみ施設の間口 1,500mm×2,000mm に投入可能かつ資源にならないもの</p> <p>①家具類 机、タンス、ベッド枠、縁台、飾り棚、本棚、テーブル（厚さ 12 cmの未満で合板等、硬質木材製以外のもの）、アイロン台、衣装ケース、いす、犬小屋、仏壇、木製バット、竹刀、鏡台、脚立、下駄箱、こたつ、米びつ、サイドボード、食器棚、すのこ、ソファ・ソファベッド（スプリングなし）、ついたて、テレビ台、電話台、パイプハンガー（金属のみは資源）、ファンシーケース、踏み台、ブラインド、風呂のふた、ベビーサークル、ゆりかご、洋服掛け、ワゴン、畳</p> <p>②電化製品 ガスコンロ、給湯器（屋内用）、除湿機、食器洗い乾燥機、ステレオセット、ストーブ、ズボンプレスナー、扇風機、タイプライター、電気カーペット、ファンヒーター、電動生ゴミ処理機、ウォシュレット、ホットカーペット、マッサージチェア、コンボ、ワープロ</p> <p>③寝具・敷物類 布団、カーペット、ウオーターベッド（水を抜いたもの）ビニルカーテン、こたつ布団、人工芝マット、寝袋、ブルーシート、風呂のマット、マットレス（スプリングなし）等、そのまま焼却が難しいもの。</p> <p>④趣味・遊具類 一輪車（玩具）、ベビーカー、エアロバイク、メタルラック（金属のみは資源）、エレキギター、エレクトーン、簡易トイレ、オルガン、キックボード（エンジン付きを除く）、キャビネット（金属のみは資源）、クーラーボックス、琴、ゴルフクラブ（金属のみは資源）・バック、健康器具、サイクリングマシン、三輪車、水槽（ガラスのみは資源）、スーツケース、スキーキャリア、スキーセット、ステッパー、スノーボード、滑り台（玩具）、そり、タイヤチェーン、高枝ばさみ、チャイルドシート、電子ピアノ、テント、ドラムセット、鳥かご、バーベキューセット、ビニルプール、腹筋台、ボディボード、物置（金属のみは資源）（家庭用市販品で高さ 1.8m、幅 1.8m、奥行き 0.9m未満で解体したもの）物干し竿（金属のみは資源）、物干し台（コンクリート台を除く）、ラティス（園芸用）、ランニングマシン、ロールカーテン・スクリーン、自転車（壊れて乗れない等、資源化できないもの。)</p> <p>⑤その他 編み機、草刈機（手動のもの）、車椅子（手動のもの）</p> <p>⑥解体処理するもの スプリングベッドマット、ソファ（スプリング入り）、サーフボード、アコーディオンカーテン、家具（硬質木材製）、オイルヒーター等</p>

処理不適物一覧表

区分	内容
焼 却 ・ 破 砕 処 理 不 適 物 等	<p>1 法律により受入れできない廃棄物 産業廃棄物（厚木市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する規則第 18 条第 1 項第 2 号で規定する産業廃棄物は除く。）特別管理一般廃棄物、感染性一般廃棄物</p>
	<p>2 資源（資源として扱っているもの） 容器包装その他プラスチック類、古紙類、古繊維類、金属類、生きびん類、空き缶類、ペットボトル、ガラス製品、金属製品、乾電池、蛍光管、食用油、せん定枝類（竹、シュロ、さつまいも、ゴーヤ等の繊維質が強いものは除く。）自転車（軽整備で乗れるもの。リサイクル可能なもの。）</p>
	<p>3 家電 4 品目 テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機</p>
	<p>4 その他の家電製品 4 品目に該当しないものであって、フロンガスもしくは、小型充電式電池が内蔵されているもの、またはアスベストが含まれるもの</p>
	<p>5 粗大ごみ 物干しのコンクリート台等</p>
	<p>6 危険物・有害性のあるもの 灯油、ガソリン、廃油、LP ガスボンベ、バッテリー、農薬、劇物、スプレー缶（中身ありのもの）、在宅医療用注射針、過大な粉体類（食品）等</p>
	<p>7 適正処理困難物 建築廃材、煉瓦・タイル・瓦、コンクリートがら、自動車部品・タイヤ、耐火金庫、ピアノ、太陽熱温水器等</p>
	<p>8 製造メーカーにおいてリサイクルルートを確立しているもの パソコン、二輪車（バイク）、消火器、充電式電池、携帯電話等</p>
	<p>9 大型のもの コピー機、湯沸かし器（屋外型）、ボイラー、風呂釜ヒーター、井戸ポンプ</p>
	<p>10 鋼製のもの塊状のもの バーベル、鉄アレイ</p>
	<p>11 粘着性が強いもの 石膏ボード、汚泥等</p>